

自殺総合対策東京会議分科会設置要領

平成 19 年 8 月 9 日
19 福保保政第 441 号
改正 平成 23 年 6 月 9 日
23 福保保政第 473 号
改正 平成 24 年 11 月 30 日
24 福保保政第 1028 号
改正 平成 26 年 3 月 3 日
25 福保保政第 1389 号

(設置)

第 1 自殺総合対策東京会議設置要綱（以下「要綱」という。）第 8 に基づき、次に掲げる事項について検討するため分科会を設置する。

- (1) 若年層の自殺を未然に防ぐための支援策について検討すること（若年層対策分科会）。
- (2) 自殺未遂者の再企図防止策や自死遺族等に対する適切な支援のあり方を検討すること（ハイリスク者等対策分科会）

(運営)

第 2 各分科会の運営については、要綱第 8 の規定を適用するほか、第 4、第 6、及び第 9 から第 11 までの規定を準用する。この場合において、「座長」とあるのは、「分科会長」と読み替えるものとする。

(委員の任期)

第 3 各分科会の委員の任期は、委嘱の日からこの日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

附 則

この要領は、決定の日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 6 月 9 日から適用する。

附 則

この要領は、平成24年11月30日から適用する。

附 則

この要領は、平成26年3月3日から適用する。